

二本松市（自主的避難等対象区域）から父が同市内のアパート（自宅より大幅に放射線量が低いエリアに所在）、妻と子供が北海道へ避難し、平成25年5月に避難を終了した申立人らについて、同月までの生活費増加費用（二重生活によるもの）及び避難雑費並びに二本松市内のアパート賃借に要した費用の一部等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び、同X3（あわせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（住居費）
- ウ 避難費用（面会交通費）
- エ 生活費増加費用（二重生活）
- オ 精神的損害

（2）平成24年・25年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（住居費）
- ウ 避難費用（面会交通費）
- エ 生活費増加費用（二重生活）
- オ 避難雑費
- カ 線量計購入費用

2 期間

（1）上記「1（1）」につき、平成23年3月11日～同年12月31日

（2）上記「1（2）」のうち、

同ア～オにつき、平成24年1月1日～平成25年5月31日

同カにつき、平成25年4月18日

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,295,200円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

(1) 平成23年分

ア 避難費用 (交通費)	4,000円
イ 避難費用 (住居費)	72,000円
ウ 避難費用 (面会交通費)	322,100円
エ 生活費増加費用 (二重生活)	270,000円
オ 精神的損害	280,000円

(2) 平成24年・25年分

ア 避難費用 (交通費)	4,000円
イ 避難費用 (住居費)	43,500円
ウ 避難費用 (面会交通費)	430,800円
エ 生活費増加費用 (二重生活)	510,000円
オ 避難雑費	340,000円
カ 線量計購入費用	18,800円

第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金760,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項1(1)ウ、オ、及び、同(2)ウ、オ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月25日

(仲介委員 山田宣郷)